



福島医発第158号(地)

平成23年 4月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により、公害医療手帳等を医療機関等に提示できない場合等は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等を行うこととしたい旨、日本医師会より通知があったことについては平成23年3月18日付け福島医発第2531号(地)(平成23年3月17日付け(保239)F)にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いが、別添のとおり示された旨、日本医師会より通知が参りましたのでお知らせいたします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、平成23年4月6日付け福島医発第41号(地)(平成23年4月4日付け(保9)F)でもご連絡申し上げておりますが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬の請求についても、当該通知の記1及び2の規定が準用されるところです。

以上につきまして、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 15) F
平成 23 年 4 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により、公害医療手帳等を医療機関等に提示できない場合等は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等を行うこととしたい旨、環境省より通知があったことについては、平成 23 年 3 月 17 日付け（保 239）F にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いが、別添のとおり示されましたので、お知らせ申し上げます。

なお、診療報酬の請求等の事務については、平成 23 年 4 月 4 日付け（保 9）F でもご連絡申し上げておりますが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬の請求についても、当該通知の記 1 及び 2 の規定が準用されるとのことです。

以上につきまして、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

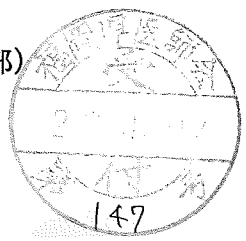
<添付資料>

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて
（平 23. 3. 31 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課

保健業務室
特殊疾病対策室
石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部



別 添

事 務 連 絡
平成23年3月31日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
保 健 業 務 室
特 殊 疾 病 対 策 室
石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震被災地における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて（依頼）」（平成23年3月14日事務連絡）により、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、平成23年3月29日付で、厚生労働省保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬の請求においても、同通知の記1及び2の規定を準用することとします。

記

医療機関等は、以下の手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに取り扱った場合は、次の方法によらねたいこと。

1. 公害医療手帳

医療機関等は、公害医療手帳の対象の申し出があつた場合、認定を受けた都道府県知事又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市（別紙中1.）に照会した上で、公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書等を用いて当該自治体に請求すること。

2. 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等

医療機関等は、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、保健

手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（別紙中２．）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

3. 石綿健康被害医療手帳

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病にかかる医療「66141011」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所は記載する必要がないこと。

1.

(旧第一種地域)

県市区名	電話番号	所 属	郵便番号	住 所
千葉市	043-245-5186	千葉市役所	〒260-0872	千葉市中央区千葉港1-1
東京都	千代田区	03-5211-8161 千代田区役所	〒101-0054	千代田区神田錦町3-10
	中央区	03-3546-5400 中央区役所	〒104-8404	中央区築地1-1-1
	港区	03-3455-4773 みなと保健所	〒107-0052	港区赤坂4-1-26
	新宿区	03-5273-3048 新宿区役所	〒160-0022	新宿区新宿5-18-21 第二分庁舎分館
	文京区	03-5803-1225 文京区役所	〒112-8555	文京区春日1-16-21
	台東区	03-3847-9492 台東保健所	〒110-0015	台東区東上野4-22-8
	品川区	03-5742-6747 品川区役所	〒140-8715	品川区広町2-1-36
	大田区	03-5744-1246 大田区保健所	〒144-8621	大田区蒲田5-13-14
	目黒区	03-5722-9407 目黒区役所	〒153-8573	目黒区上目黒2-19-15
	渋谷区	03-3463-2433 渋谷区役所 (※4/1より渋谷区保健所)	〒150-8010	渋谷区宇田川町1-1
	豊島区	03-3987-4220 豊島区池袋保健所	〒170-8422	豊島区東池袋1-18-1
	北区	03-3908-9019 北区役所	〒114-8508	北区王子本町1-15-22
	板橋区	03-3579-2303 板橋区保健所	〒173-0014	板橋区大山東町32-15
	墨田区	03-5608-6190 墨田区役所	〒130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20
	江東区	03-3647-9564 江東区保健所	〒135-0016	江東区東陽2-1-1
	荒川区	03-3802-3111 (内線424) 荒川区保健所	〒116-8502	荒川区荒川2-11-1
	足立区	03-3880-5111 (内線2127) 足立区役所	〒120-8510	足立区中央本町1-17-1
	葛飾区	03-5654-8564 葛飾区保健所	〒124-8555	葛飾区立石5-13-1
	江戸川区	03-5662-1414 江戸川区役所	〒132-8501	江戸川区中央1-4-1
横浜市	045-671-2493 横浜市役所	健康福祉局保健事業課公害保健担当	〒231-0017	横浜市中区港町1-1
川崎市	044-200-2488 川崎市役所	健康福祉局保健医療部環境保健課	〒210-8577	川崎市川崎区宮本町1
富士市	0545-55-2739 富士市役所	保健部保健医療課保健総務担当	〒417-8601	富士市永田町1-100
名古屋市	052-972-2689 名古屋市役所	環境局地域環境対策部公害保健課給付係	〒460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1
愛知県	052-954-6209 愛知県庁	環境部環境政策課法規・融資・補償グループ	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2

県市区名	電話番号	所 属	郵便番号	住 所
四日市市	059-354-8278	四日市市役所	〒510-8601	四日市市諏訪町 1-5
大阪府	大阪市	06-6647-0793 大阪市保健所	〒545-8515	大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000
	豊中市	06-6858-2286 豊中市役所	〒560-0023	豊中市岡上の町 2-1-15
	吹田市	06-6384-1827 吹田市役所	〒564-8550	吹田市泉町 1-3-40
	守口市	06-6992-2422 守口市市民保健センター	〒570-0033	守口市大宮通 1-13-7
	東大阪市	072-960-3802 東大阪市保健所	〒578-0941	東大阪市岩田町 4-3-22-300
	八尾市	072-924-8536 八尾市役所	〒581-0003	八尾市本町 1-1-1
	堺市	072-228-7582 堺市役所	〒590-0078	堺市堺区南瓦町 3-1
神戸市	078-322-5248 神戸市役所	保健福祉局健康部地域保健課健康づくり支援係 (※4/1より保健福祉局健康部健康づくり支援課保健事業係)	〒650-8570	神戸市中央区加納町 6-5-1
尼崎市	06-4869-3019 尼崎市役所	健康福祉局公害健康補償課	〒660-0052	尼崎市七松町 1-3-1-502
倉敷市	086-426-3398 倉敷市役所	保健福祉局保険部医療給付課公害認定給付係	〒710-8565	倉敷市西中新田 640
岡山県	086-226-7339 岡山県庁	保健福祉部医薬安全課臓器移植・薬物対策班	〒700-8570	岡山市内山下 2-4-6
北九州市	093-522-8722 北九州市役所	保健福祉局総合保健福祉センター管理課公害保健係	〒802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1
大牟田市	0944-41-2669 大牟田市役所	保健福祉部健康対策課公害補償担当	〒836-8666	大牟田市有明町 2-3

(第二種地域 (うち慢性ヒ素中毒症))

県市区名	電話番号	所 属	郵便番号	住所
島根県	0852-22-5254	島根県庁	〒690-8501	松江市殿町 1
宮崎県	0985-26-7082	宮崎県庁	〒880-8501	宮崎市橋通東 2-10-1

2.

医療事業	医療手帳	医療介護	熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
			51433019	51463016	51153013	
			88433016	88463013	88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療介護	51433019	51463016	51153013	
			88433016	88463013	88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療介護	51433027	51463024	51153021	
			88433024	88463021	88153028	
	保健手帳	医療介護	51433027	51463024	51153021	
			88433024	88463021	88153028	
申請者医療事業		医療介護	51433035	51463032	51153039	51153047
			88433032	88463039	88153036	88153044
メチル水銀健康影響調査研究事業		医療介護	51433043			
			88433040			